

福山市学生消防団員活動認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学校生（以下「大学生等」という。）の功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度による認証の対象となる者は、福山市内在住の大学生等又は大学、大学院若しくは専門学校を卒業して3年以内の者であって、在学中に本市の消防団員として1年以上（過去に他の市町村の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。）継続的に消防団活動を行った者（以下「認証対象団員」という。）とする。

(申請)

第3条 認証対象団員は、認証を受けようとするときは、認証推薦依頼書（別記様式第1号）に所属分団長の推薦同意を受けたのち、消防団長に対し、当該認証推薦依頼書を提出しなければならない。

2 消防団長は、前項の依頼書を提出した認証対象団員に顕著な実績があると認め、当該認証対象団員を推薦するときは、認証推薦書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

3 消防団長は、前項の推薦書を提出する場合において、市長から当該認証対象団員の実績が顕著であったことを確認する資料の提出を求められたときは、当該資料を提出するものとする。

(認証の決定)

第4条 市長は、前条第2項の認証推薦書の提出があったときは、その内容について審査を行い、消防団長へ通知するものとする。

2 市長は認証することを決定した場合、学生消防団員活動認証決定通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

3 市長は認証しないことを決定した場合、学生消防団員活動審査決定通知書（別記様式第4号）を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第5条 市長は、認証を決定した認証対象団員（以下「被認証者」という。）に対し、福山市学生消防団員活動認証状（別記様式第5号）（以下「認証状」という。）を交付するものとする。

2 市長は、被認証者が就職活動において企業等に提出するために必要とする場合は、当該被認証者の求めに応じ、福山市学生消防団員活動認証証明書（別記様式第6号）（以下「認証証明書」という。）を交付するものとする。

（認証の取消し）

第6条 市長は、被認証者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該被認証者に対する認証を取り消すことができる。

- （1）刑事事件に関し起訴された場合
- （2）認証の根拠となる事項に事実誤認又は虚偽の内容があった場合
- （3）公の秩序又は善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
- （4）前3号に掲げるもののほか、被認証者として不適切と判断される行為があった場合

2 前項の規定により認証を取り消された者は、認証状及び認証証明書を直ちに市に返還しなければならない。

（所掌）

第7条 この要綱に関する事務は、消防局警防部警防課において所掌する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。